

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	米子市 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和6年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付事務
②事務の概要	・子ども子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定を行い、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、保育料等を決定する。 ・児童福祉法に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、保育所等の利用調整を行う。
③システムの名称	保育システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、地方公共団体情報システム機構・電子申請接続サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) なし  (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども総本部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-23-5177
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-23-5177

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 1 支給認定 2 利用者負担区分の決定	・子ども子育て支援法に基づき、就学前子どもの年齢及び保育の必要性に応じた支給認定を行い、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、保育料等を決定する。 ・児童福祉法に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、保育所等の利用調整を行う。	事後	
平成30年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム 統合宛名システム	保育システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、地方公共団体情報システム機構・電子申請接続サービス	事後	
平成31年3月12日	I-5-①	福祉保健部 こども未来課	福祉保健部 こども未来局 子育て支援課	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月12日	I-5-②	こども相談課 高眞正太郎	子育て支援課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月12日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 福祉保健部 こども未来局 子育て支援課 電話 0859-23-5135	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年3月12日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月12日	IV	なし	新規追加	事前	様式の変更に伴う修正
令和1年10月23日	評価書名	米子市 子どものための教育・保育給付事務 基礎項目評価書	米子市 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付事務 基礎項目 評価書	事後	法令改正に伴う修正
令和1年10月23日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	米子市は、子どものための教育・保育給付事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	米子市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付事務で特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事後	法令改正に伴う修正
令和1年10月23日	I-1-①	子どものための教育・保育給付事務	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付事務	事後	法令改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月23日	I-1-②	・子ども子育て支援法に基づき、就学前子どもの年齢及び保育の必要性に応じた支給認定を行い、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、保育料等を決定する。 ・児童福祉法に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、保育所等の利用調整を行う。	・子ども子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定を行い、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、保育料等を決定する。 ・児童福祉法に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、保育所等の利用調整を行う。	事後	法令改正に伴う修正
令和2年7月17日	II-1、II-2	平成31年1月4日時点	令和2年6月21日時点	事後	再実施に伴う修正
令和3年7月1日	II-1、II-2	令和2年6月21日時点	令和3年6月7日時点	事後	見直しによる修正
令和3年7月1日	I-4-②	(特定個人情報の提供) なし (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第2 116の項	(特定個人情報の提供) なし (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 116の項	事前	番号法改正による修正 令和3年9月1日より施行
令和3年12月9日	I-5-①	福祉保健部 こども未来課 子育て支援課	こども総本部 こども支援課	事後	軽微な修正
令和3年12月9日	I-5-②	子育て支援課長	こども支援課長	事後	軽微な修正
令和3年12月9日	I-7、I-8	(省略)	〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 米子市 こども総本部 こども支援課 電話 0859-23-5177	事後	軽微な修正
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年6月7日時点	令和4年6月13日時点	事後	見直しによる修正
令和5年8月15日	II-1、II-2	令和4年6月13日時点	令和5年6月23日時点	事後	見直しによる修正
令和6年8月21日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 94の項	番号法第9条第1項及び別表127の項	事後	番号法改正による修正
令和6年8月21日	I-4-②	(特定個人情報の提供) なし (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び別表第2 116の項	(特定個人情報の提供) なし (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表155の項	事後	番号法改正による修正
令和6年8月21日	II-1、II-2	令和5年6月23日時点	令和6年7月3日時点	事後	見直しによる修正